

・ H30. 10. 16 **追加**

○V-48 海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法

旧	新
	<p>V-48 海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法</p> <p>Q 政治団体が海外でクレジットカードを利用した場合、政治団体は、収支報告書等にはどのように記載すべきか。</p> <p>A 政治団体の判断により、以下の方法等により記載することが考えられます。</p> <p>① 物品やサービス等を購入した時点での記載については、当該支出相当分を支出に計上する（金額欄には、カード会社に支払った金額を計上する）とともに、収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として支出と同額を計上する。 カード会社に支払った時点の記載については、カード会社に支払った分を支出に計上する。 なお、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨及びカード会社に支払った時点において適用された為替相場（「1ドル＝〇〇円で換算」等）を記載することが望ましい。</p> <p>② 簡易な記載方法（P54 Q4参照）によるときは、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出の内訳を記載する（金額欄には、カード会社に支払った金額を計上する）。 実際の現金の流れを補足するため、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨、カード会社に支払った年月日、カード会社名及びカード会社に支払った時点において適用された為替相場（「1ドル＝〇〇円で換算」等）を記載することが望ましい。</p> <p>いずれにしても、基本的に現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにする、という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法を取ることも差し支えありません。</p>